

## 拡声器の使用に係る音量の基準

区域	基準
第一種中高層住居専用地域	45 dB
第一種住居地域 第二種住居地域	50 dB
近隣商業地域 商業地域 準工業地域	60 dB
工業地域	65 dB
その他の地域	55 dB

### 騒音の測定方法等について

- 1 デシベルとは、計量法（平成4年法律第51号）別表第2に定める音圧レベルの計量単位をいう。
- 2 騒音の測定は、日本工業規格C1502に定める普通騒音計若しくはC1505に定める精密騒音計又はこれらに相当する測定器を用いて行うものとする。この場合において、周波数補正回数はA特性、動特性は速い動特性（FAST）を用いることとする。
- 3 音量の測定点は、当該拡声機の直下の地点から10メートル離れた地点（10メートル以内に人の居住する建築物がある場合は、当該建築物の騒音の影響を受けやすい面から1～2メートルの地点）
- 4 音量の測定方法は、当分の間、日本工業規格Z8731に定める騒音レベル測定方法による。ただし、自動車による等移動して拡声機を使用する場合は、騒音計の指示値による。